

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」です。

厚生労働省は、次世代法の施行規則を改正し、これらの認定基準を改正するとともに、新たな認定制度「トライくるみん」を創設し、令和4年4月1日から施行します。

### くるみん認定とプラチナくるみん認定

改正点の一つ目は、くるみん認定およびプラチナくるみん認定の認定基準の引き上げです。

「くるみん認定」は、次世代法に基づき、一定の要件を満たした企業が、子育てサポート企業として受けることができる認定制度です。令和4年4月1日から、男性の育児休業等取得率の引き上げなど認定基準が改正されます。

「くるみんマーク」はくるみん認定を受けた企業が使用できるマークです。認定基準の引き上げに伴いマークが改正されます。新しい「くるみんマーク」は、令和4年4月1日以降に、新基準の下で認定を受けた企業が使用できます。

#### ●くるみん認定

認定基準とマークを改正します。新くるみんマークは、「おくるみ」の色が淡いピンク色です。



#### 男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**10%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**20%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

（注1）当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していることが必要です。

（注2）労働者数300人以下企業の特例あり

「プラチナくるみん認定」は、くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取り組みを行い、一定の要件を満たした場合に受けることができる認定制度です。令和4年4月1日から、男性の育児休業等取得率の引き上げなど認定基準が改正されます。マークの変更はありません。

## ●プラチナくるみん認定

認定基準を改正します。マークの変更はありません。



### 男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**30%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**50%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

(注1) 労働者数300人以下企業の特例あり

(注2) プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

## トライくるみん認定

改正点の二つ目は、くるみん認定およびプラチナくるみん認定の認定基準の引き上げを踏まえた新たな認定制度「トライくるみん」の創設です。トライくるみんの認定基準は、令和4年3月までのくるみん認定と同様です。

## ●トライくるみん認定

新たにスタートする認定制度です。トライくるみんマークは、「おくるみ」の色が淡い黄緑色です。



### 男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**7%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**15%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

(注) 労働者数300人以下企業の特例あり

### <個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060